

前回指摘事項とその対応について（案）

委員指摘事項	対応案
<p>瀬戸内海については一般域と特別域の設定の基本的考えを統一して整理する。</p>	<p>類型指定を行う水域は、水環境管理上、各水域が複雑な形状とならないよう、また、まとまった水域とすることが望ましいことを考慮して整理した。例えば、特別域の候補となる藻場・干潟、好適な浅場が沿岸部、島しょ部にまばらに分布し、特別域が飛び地となる場合、周辺部をまとめて特別域として整理した。</p> <p>また、一般域が飛び地になる場合においては、特別域として整理した。（資料5）</p> <p>この考え方は、水域を細分して類型指定することは実際の水環境管理に混乱が生じるおそれがあるため、可能な範囲で一括して指定するとの方針に基づく。</p> <p>水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第1次答申）（平成18年4月）</p>
<p>水域指定にあたっては県の指定水域との連続性に配慮する。</p>	<p>県の指定水域(境界付近)の類型指定を仮定し、それを踏まえて、国の類型指定案を作成した。（資料5）</p>